

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程を公布する。

平成31年3月29日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 山添 洋司

京都市上下水道局管理規程第8号

京都市上下水道局契約規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局契約規程の一部を次のように改正する。

第12条中第9号を削り、第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 入札者が、同一の入札に参加しようとする他の入札者の入札書若しくは入札データを到達させたとき又は他の入札者に依頼し、自己の入札書若しくは入札データを到達させたとき。

(9) 同一の入札に参加しようとする2以上の入札者が、同一の者に入札を代理させ、又は代行させたとき。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の京都市上下水道局契約規程第12条の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る入札手続については、なお従前の例による。

(上下水道局総務部契約会計課)